

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第684号）

2023年10月25日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国家発展改革委員会など、23年版の電力需要側管理規則と電力負荷管理規則を公表

国家発展改革委員会は2023年9月27日、国家エネルギー局などと連名で、23年版の電力需要側管理規則と電力負荷管理規則を公表しました。2つの管理規則は、新型電力システムへの適応性やグリーン電力消費比率を高めるため、需要呼応、電力使用の安定化などに関する内容を追加、いずれも10月1日より実施、有効期間は5年間となります。

### ■ 直近の重要政策

#### 最低賃金

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移  
（人力資源社会保障部など、10/1時点）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家発展改革委員会など、23年版の電力需要側管理規則と電力負荷管理規則を公表

国家発展改革委員会は2023年9月27日、国家エネルギー局などと連名で、23年版の電力需要側管理規則(以下、電力需要側管理弁法)と電力負荷管理規則(以下、電力負荷管理弁法)<sup>1</sup>を公表しました。2つの管理規則は、新型電力システムへの適応性やグリーン電力消費比率を高めるため、需要呼応、電力使用の安定化などに関する内容を追加、いずれも10月1日より実施、有効期間は5年間となります。

電力需要側管理弁法は総則や需要呼応、グリーン電力使用、スマート電力使用、電力使用の安定化など9章から構成されています。需要呼応やグリーン電力使用、スマート電力使用などに関する基本規則を盛り込んだ他、電力需要側管理に関する標準の整備や技術の研究開発強化と普及などにも触れました。電力需要側管理弁法の公表により、17年版の電力需要側管理弁法は廃止となります。

電力負荷管理弁法は総則や需要呼応、電力使用の安定化、システムサポートなど6章から構成されています。需要呼応や電力使用の安定化などに関する内容を明記しました。電力負荷管理弁法の公表により、11年公表の『電力安定利用管理弁法』は廃止となります。

2つの管理規則の主な内容については、以下図表1と図表2をご参照ください。

【図表1】電力需要側管理弁法の主な内容

章	主な内容
総則	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ここでいう電力需要側管理とは、全社会の電力使用管理を強化し、合理的で実行可能な技術、経済と管理措置を総合的に採用し、電力資源を最適に配置。そこで、電力使用段階で節電、需要呼応、グリーン電力使用、電力代替、スマート電力使用、電力使用の安定化を実施し、電力システムの安全な炭素排出削減、エネルギー効率の向上とエネルギー消費削減を推進することを指す(第3条)。</li><li>➢ 電力会社、需要家、電力需要側管理サービス機関、電力業界関連団体などは電力需要側管理における重要な実施主体であり、法令規則に基づき電力需要側管理作業を展開する。電力需要側管理サービス機関は負荷管理者、電力販売会社、VPP(仮想発電所)、総合エネルギーサービス業者を含む(第6条)。</li></ul>
節電	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ここでいう節電とは、合理的で実行可能な技術、経済、管理とサービス措置の実施を通じ、需要家がエネルギーの利用効率を高めることを促進することで、電力使用段階の電力量の節約を実現し、電力システムの有効な省エネと炭素排出削減を促すことを指す(第7条)。</li><li>➢ 電力会社の電力需要側管理目標と責任評価制度を実施する(第8条)。</li><li>➢ 節電と炭素排出削減を促進するため、総合エネルギーサービス産業の発展を奨励する(第10条)。</li><li>➢ 各地の政府主管部門は電力需要側管理技術の普及リストを作成し、機動的に公表する(第11条)。</li></ul>

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202309/t20230927\\_1360902.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202309/t20230927_1360902.html)

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202309/t20230927\\_1360904.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202309/t20230927_1360904.html)

【図表1】電力需要側管理弁法の主な内容（続き）

章	主な内容
需要呼応	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ここでいう需要呼応とは、一時的な電力需給ひっ迫、再エネ電力の利用不足などの状況に対応し、経済的インセンティブをメインとする措置を通じ、需要家が電力システム運行上の需要に応じて自ら電力使用行為を調整するよう誘導することを指す。そして、ピークシフトを実現し、電力システムの柔軟性を高め、電力システムの安全・安定運行を保障し、再エネ電力の導入を促進することを図る（第12条）。</li> <li>➢ 需要呼応の主体を積極的に拡大する（第13条）。</li> <li>➢ 需要呼応能力を向上させる。25年までに、各省の需要呼応能力は最大使用電力負荷の3%~5%に達する。30年までに、規模化のリアルタイム需要呼応能力を形成し、補助サービス市場、電力取引市場と協働し、電力網区域内の需要側資源の共有を実現する（第14条）。</li> <li>➢ 需要呼応の資源リストの確立を加速させる（第15条）。</li> <li>➢ 需要側資源による電力取引、補助サービス市場への参加を全面的に推進する（第16条）。</li> <li>➢ 需要側資源による電力需給調整システムとの連動メカニズム、電力市場と連動した需要呼応価格メカニズムの整備を進める（第17、19条）。</li> </ul>
グリーン電力使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ グリーン電力証書は再エネ電力消費量を計る唯一の証明書である（第22条）。</li> <li>➢ 業界トップ企業、大型国有企業、多国籍企業などによるグリーン電力の消費を奨励する（第23条）。</li> <li>➢ 京津冀（北京市、天津市、河北省）や長江デルタ地域、「粵港澳大湾区」（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）などの重点地域におけるグリーン電力の消費比率を高める（第24条）。</li> <li>➢ 配電網の容量増強、システムの高度化と智能化を推進する（第25条）。</li> <li>➢ 大きく進化した低炭素化、ゼロカーボン、カーボンマイナスに向けた中核技術の産業化・モデル応用の展開を支持する（第26条）。</li> </ul>
電力代替	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ここでいう電力代替とは、末端エネルギー消費段階は石炭を電気に、石油を電気に、ガスを電気に代えるなどの措置を実施し、市場化、知能化などの手段を通じ、グリーン電力を中心に代替使用できる電力消費モードを成す（第27条）。</li> <li>➢ 工業、建築、交通など重点領域における電動化のレベルを継続的に高める（第28条）。</li> <li>➢ 電力代替プロジェクトにおけるグリーン電力とグリーン電力証書の取引展開を支持する（第29条）。</li> <li>➢ 民間資本による電力代替プロジェクトへの投資、建設、運営を奨励する（第32条）。</li> </ul>
スマート電力使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ここでいうスマート電力使用とは、情報通信技術と電力使用技術の融合応用を通じ、電力使用技術の進歩、効率向上と組織変革を推進し、電力使用管理モードのイノベーションと最適化を行う。そして、電力サービスの新モデルを育成し、産業のデジタル化を推進し、電力需要側管理の知能化レベルを高めることを指す（第33条）。</li> <li>➢ 各地政府の主管部門、企業による電力需要側管理プラットフォームの構築を奨励する（第34条）。</li> <li>➢ 電力のIoT化を模索し、スマート電力システムのネットワーク化、協同化を進める（第35条）。</li> <li>➢ 各種エネルギー電力データセンターの設置を奨励する（第36条）。</li> </ul>
電力使用の安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ここでいう電力使用の安定化とは、電力供給不足などを予測できる状況で、発電出力の向上、市場取引、需要呼応、応急調整などの各種措置を採用したとしても、依然として電力需給バランスを実現できない場合、行政措置と技術手段を通じ、法令規則に基づき一部の電力使用負荷を制御し、電力供給と消費の安定化に向けた管理作業を実施することを指す（第38条）。</li> <li>➢ 使用確保と使用制限に分けて実施する原則に従い、電力使用安定化方案を制定する。住民や農業、重要公共事業及び公益サービスなどの電力使用を厳格に保障する。安全生産の確保を前提に、淘汰類、制限類、エネルギー消費と汚染物排出の高く、ローエンドの企業を中心に電力使用を制限する。国と地方の省エネ目標責任評価・考課の名義でエネルギー使用企業、団体などに対し無差別な電力使用安定化措置を実施してはならない（第39条）。</li> </ul>

（電力需要側管理弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成）

**【図表 2】 電力負荷管理弁法の主な内容**

章	主な内容
総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ここでいう電力負荷管理とは、電力網の安全・安定運行を保障し、秩序ある電力供給と使用を維持し、再エネの導入・利用を促進し、エネルギー効率を向上させるためにある。そして、経済、行政、技術などの手段を総合的に採用し、電力負荷に対して実施した調節、制御と運転最適化の管理作業を指し、需要呼応、電力使用の安定化などの措置を含む（第 3 条）。</li> <li>➤ 電力会社、需要家、電力需要側管理サービス機関は負荷管理における重要な実施主体である（第 5 条）。</li> <li>➤ 各地の電力運営主管部門は電力会社に対し、当地の実情に応じ、電力負荷管理センターを設置するよう指導する（第 6 条）。</li> </ul>
需要呼応	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各地の電力運営主管部門は各種の需要呼応主体が電力会社と需要呼応契約を締結するよう指導する（第 8 条）。</li> <li>➤ 需要呼応実行プログラムは一般的に呼応起動、提示確認、呼応実行、プロセスモニタリング、実績評価、結果開示、料金支給などの段階を含む（第 9 条）。</li> <li>➤ 電力市場と連動した需要呼応価格メカニズムの整備を進める（第 10 条）。</li> <li>➤ 需要呼応方案を実施する間、各級の電力運営主管部門は電力負荷管理センターが呼応の実行状況に対する監督検査を実施するよう手配する（第 12 条）。</li> </ul>
電力使用の安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各省級の電力運営主管部門は省級の電力会社などが年度の電力需給予測と国の関連政策に基づき、当地の年度電力使用安定化方案を作成するよう指導する（第 14 条）。</li> <li>➤ 電力使用安定化方案について、ピークシフト、ピークカットを優先し、最後は電力使用制限の順序で使用電力のバランス化作業を手配しなければならない。安定化方案において、電力使用制限の措置を濫用してはならない（第 15 条）。</li> <li>➤ 各級の電力運営主管部門は夏と冬のピーク時を迎える前に電力使用安定化方案を改正しなければならない（第 19 条）。</li> <li>➤ 各級の電力運営主管部門と電力会社は遅滞なく需要家に対し電力使用安定化方案を知らせ、演習の展開を手配しなければならない（第 20 条）。</li> <li>➤ 各省級の電力会社は電力需給情勢を密接に追跡し、電力量の分析・予測を強化しなければならない（第 21 条）。</li> <li>➤ 電力会社は電力使用安定化方案に基づき、実際の電力供給能力と電力使用負荷状況に応じ、日常電力のバランス化を合理的に行う（第 25 条）。</li> <li>➤ 電力使用安定化方案を実施する間、電力会社は電力使用安定化方案の実行状況の総括と分析作業を展開しなければならない（第 30 条）。</li> </ul>
システムサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ここでいう新型電力負荷管理システムとは、需要家、負荷管理業者、VPP などに対し負荷情報収集、予測分析、テスト、調整、サービスを展開するためのプラットフォームを指す（第 33 条）。</li> <li>➤ 各級の電力運営主管部門は、電力会社が当地の新型電力負荷管理システムの建設を推進し、負荷資源の年度導入目標を制定するよう指導する（第 34 条）。</li> <li>➤ 各級の電力負荷管理センターは負荷資源の調査、検査と監視を定期的、機動的に行い、関連状況を電力運営主管部門に報告する（第 35 条）。</li> <li>➤ 各地の電力運営主管部門、電力会社、需要家は新型電力負荷管理システムの建設、運営及び安全管理を強化しなければならない（第 36 条）。</li> </ul>

（電力負荷管理弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 中国各地の月額最低賃金

北京市は23年9月1日より月額最低賃金を2,320元から2,420元に、雲南省は10月1日より月額最低賃金を今年1月の1,900元から1,990元に引き上げるとしました。その他、山東省とチベット自治区も最低賃金を引き上げました。

現時点の中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金は下表の通りです。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
華北	北京	2023年9月	2,420	2,320	2,320	2,200	2,200
	天津	2021年7月	2,180	2,180	2,180	2,050	2,050
	河北	2023年1月	2,200	1,900	1,900	1,900	1,900
	山西	2023年4月	1,980	1,880	1,880	1,700	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,980	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,860	1,860	1,680	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,880	1,880	1,780	1,780
	遼寧	2021年11月	1,910	1,910	1,910	1,810	1,810
華東	上海	2023年7月	2,690	2,590	2,590	2,480	2,480
	江蘇	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	(蘇州)	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	浙江	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,010	2,010
	山東	2023年10月	2,200	2,100	2,100	1,910	1,910
	福建	2022年4月	2,030	2,030	1,800	1,800	1,700
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,300	2,100	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,360	2,200	2,200
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,810	1,810	1,680
	海南	2021年12月	1,830	1,830	1,830	1,670	1,670
中部	河南	2022年1月	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900
	安徽	2023年3月	2,060	1,650	1,650	1,550	1,550
	江西	2021年4月	1,850	1,850	1,850	1,680	1,680
	湖北	2021年9月	2,010	2,010	2,010	1,750	1,750
	湖南	2022年4月	1,930	1,930	1,700	1,700	1,700
西北	陝西	2023年5月	2,160	1,950	1,950	1,800	1,800
	甘肅	2021年9月	1,820	1,820	1,820	1,620	1,620
	寧夏	2021年9月	1,950	1,950	1,950	1,660	1,660
	青海	2023年2月	1,880	1,700	1,700	1,700	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,900	1,820	1,820
西南	重慶	2022年4月	2,100	2,100	1,800	1,800	1,800
	四川	2022年4月	2,100	2,100	1,780	1,780	1,780
	貴州	2023年2月	1,890	1,790	1,790	1,790	1,790
	雲南	2023年10月	1,990	1,670	1,670	1,670	1,670
	チベット	2023年10月	2,100	1,850	1,850	1,650	1,650

※23年以外の金額は22年12月31日時点の基準額(人力資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

[http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202310/t20231018\\_507868.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshzb/laodongguanxi_/fwyd/202310/t20231018_507868.html)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。